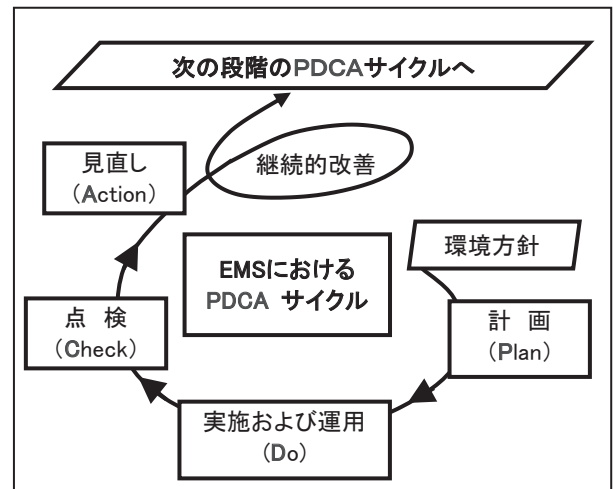


第6項 区の事務事業における環境配慮活動の推進

1 環境配慮活動の推進

区は、事務事業を執行する中で、地球温暖化防止をはじめとする環境課題の解決に向けて取り組んでいます。

温室効果ガスの削減、環境に配慮した活動の推進、それらを継続的に改善していく仕組みをつくる必要があります。環境マネジメントシステム（EMS）は、企業や自治体等が組織運営や経営の中で、自主的に環境保全に関する取組を進めるためのシステムです。環境に関する方針や目標を自ら設定し、目標達成に向けた取組を継続的に進めるため、PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実施および運用）、Check（点検）および Action（見直し））の手法を利用します。



区は、平成 13 年 2 月、練馬区環境方針を定め、平成 13 年度から環境マネジメントシステムを区長部局において運用を開始し、世界共通の規格である ISO 14001 を認証取得しました。

その後、平成 16 年度から ISO 14001 の認証適用範囲を区立小中学校・幼稚園にも拡大して、指定管理者制度を適用した施設（以下「指定管理者施設」といいます。）を除く全施設で運用してきました。

ISO 14001 認証取得後 9 年間の取組の中で、目標管理の仕組みが定着したことにより、環境マネジメントシステムは一定の成果が得られました。

そこで、平成 23 年 3 月、ISO 14001 によらない練馬区独自の仕組みとして、「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」を策定し、その適用範囲は指定管理者施設を含む全施設としました。

平成 23 年度から区は、この「ねりまエコプラン」に基づいた環境管理体系により、環境への負荷を低減し、環境法令を遵守するとともに、事務事業の中で環境に配慮した活動を推進することで、環境課題の解決に向けて取り組んでいます。

2 平成 29 年度の取組の概要

(1) 区立施設の節電対策

東日本大震災以降の電力不足対策として、区は自主的に節電に取り組んでいます。夏期には、区立施設に意識啓発用の節電ポスターを配布し、掲示しています。



(2) 練馬区環境管理実行計画

節電対策に加え、「ねりまエコプラン」の省エネルギー活動分野の計画である「練馬区環境管理実行計画」に基づき、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

平成 29 年度は、電気使用量等で目標を達成することができました。

取組項目と個別目標

取組項目	基準年 平成 21 年度	平成 29 年度	目標 平成 29 年度
電気使用量 (kWh)	81,130,646	73,335,510	75,451,501
都市ガス使用量 (m ³)	4,754,282	4,867,622	4,662,408 ※2
L P G 使用量 (kg)	49,628	51,548	55,235 ※2
重油使用量 (ℓ)	405,044	422,771	411,310 ※2
灯油使用量 (ℓ)	4,071	4,082	3,728 ※2
地域冷暖房熱使用量 (MJ)	29,678,752	9,260,486	21 年度値を上限
自動車燃料使用量 (ガソリン換算値) (ℓ)	282,758	174,999	190,913 ※2
水道使用量 (m ³)	1,634,837	1,556,132	1,521,674 ※2
用紙使用量 (A4 換算値) (枚)	105,573,660 ※1	117,169,719	23 年度値を上限
廃棄物排出量 (t)	3,241	2,353	2,348 ※2

※1 用紙使用量においては、平成 21 年度は指定管理者施設を含めた用紙使用量は計測していないため、平成 23 年度を基準年とする。

※2 都市ガス、L P G、重油、灯油、自動車燃料、水道使用量および廃棄物排出量においては、前年度実績（平成 28 年度）を目標とする。

温室効果ガス排出量の目標と実績（平成 21 年度排出係数を採用して換算）

取組項目	基準年 平成 21 年度	実績 平成 29 年度	目標 平成 29 年度
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ eq)	46,240	43,862	43,651

(3) 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（以下「環境配慮契約法」といいます。）第 11 条第 4 項の規定に基づく平成 29 年度における契約の締結実績の概要はつぎのとおりです。

環境配慮契約法および練馬区電力調達に係る環境配慮方針に基づき、電力の供給を受ける契約について、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結に努め、参加資格を制限する競争入札を行い、156 の区立施設において環境配慮契約を締結しました。

練馬区環境方針

(基本理念)

練馬区は、みどり豊かな環境にやさしいまちをつくるために、みどりと水辺を保全し、自然や生き物と共生できる環境の創出を目指します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムと生活様式を見直し、ごみの発生抑制やリサイクルの推進を通じて循環型社会を形成し、足元から地球環境の保全に貢献します。

このかけがえのない練馬区の環境を次の世代へと引き継いでいくためには、区民、事業者、区が連携して、環境を大切にす文化を育むとともに、環境を保全するための仕組みをつくること、何よりも大切です。

そのために、区は、以下の基本方針に則り、環境基本条例や環境基本計画に基づき施策を率先して推進します。

(基本方針)

1 率先して環境への負荷を減らします。

- (1) 区政の効率化に努め、事務事業に伴う環境への負荷を低減します。
- (2) 環境法令を遵守し、環境汚染の未然防止に努めます。
- (3) 区は、環境目的および目標を設定し、組織の全員が環境マネジメントシステムを推進するとともに、常に見直しを行い、継続的な改善に努めます。

2 みどりと共生できる生活都市を推進します。

- (1) みどりと水に恵まれた、美しいまちをつくります。
- (2) 環境汚染から区民の健康と生活環境を守ります。
- (3) 地球環境保全のための足元からの行動を広げます。

3 区民・事業者・区が連携した環境保全活動を推進します。

- (1) 環境にやさしいところを育み、環境にやさしい仕組みをつくります。
- (2) それぞれの役割や連携のあり方、取り組むべきことを明らかにし、環境保全を推進します。
- (3) 区の環境方針および環境マネジメントシステムによる成果は区職員全員に周知徹底するとともに区民・事業者を始め広く一般に公表します。